令和元年十一月

島根県鳥獣保護区等位置図（令和元年度）

**一法令違反と
銃猟事故を撲滅しましょう一**

1：100,000
0 1 2 5 10km
隠　岐
隠岐諸島・竹島位置図
隠岐諸島
島根県
鳥取県
大山隠岐国立公園（島根半島西部）
松江市
出雲市
大田市
雲南市
安来市
浜田市
三次市
安芸高田市
庄原市

- ●島根県では、出雲北山山地(出雲市の一部)のニホンジカ捕獲禁止区域を除き、ニホンジカの1日の捕獲頭数の制限を設けていません。
- ●出雲北山山地については、引き続きニホンジカ捕獲禁止区域を設定し、ニホンジカの狩猟を禁止としています。
- ●島根県では、イノシシ、ニホンジカの狩猟期間を11月1日から2月末日までとしています。
- ●環境省告示により、島根県におけるツキノワグマの捕獲は、令和4年9月14日まで禁止されています。

●狩猟道徳を守りましょう。

●狩猟マナー

1. 狩猟鳥獣は、現在の狩猟者だけのものではないという考えをもつこと。
2. 獲物の数を誇るような風習をやめること。
3. 確実に種類が判別でき、確実に捕獲できると判断した獲物だけを撃つこと。
4. わな、網等に保護鳥獣がかかった場合は、ただちに放獣すること。
5. 半矢にした場合は、追跡して回収すること。
6. 先着の狩猟者の先廻りをしないようにすること。
7. 他の狩猟者が狙っている獲物には、銃口を向けないようにすること。
8. 他の狩猟者の撃った獲物が、自分の近くに落ちたら、これを拾って引渡すこと。
9. 農耕地や幼齢造林地に踏み込んで、所有者に被害を与えないようにすること。
10. 山火事を起こさないように注意すること。
11. 電線、電話線に注意すること。

**近年狩猟による事故が多発しているので、
次のことに注意してください。**

(1) 安全装置を過信しないこと。
(2) 矢先を確かめ、安全と猟獲の自信がなければ発射しないこと。
(3) 疲労を覚えたならば、狩猟を中止すること。
(4) 山林内の作業箇所の人身事故に注意すること。
(5) 登下校の時間帯には、人身事故に注意すること。

●標識(足環)のついた鳥獣を捕獲した場合は、農林振興センター、農林振興センター地域事務所又は隠岐支庁農林局へ下記の事項を連絡願います。

記

鳥獣名・捕獲年月日・捕獲場所・標識記号及び番号

鳥獣行政の仕事を取り扱っているところ

区　　分	主　管　部　課	所　在　地	郵便番号	電話番号
本　　庁	農林水産部森林整備課鳥獣対策室	松江市殿町1	690-8501	0852-22-5160
地　方　機　関	東部農林振興センター 林業振興課	松江市東津田町1741-1	690-0011	0852-32-5664
	東部農林振興センター 雲南事務所　林業普及第二課	雲南市木次町里方531-1	699-1311	0854-42-9556
	東部農林振興センター 出雲事務所　林業普及第二課	出雲市大津町1139	693-8511	0853-30-5579
	西部農林振興センター 林業振興課	浜田市片庭町254	697-0041	0855-29-5604
	西部農林振興センター 県央事務所　林業普及第二課	邑智郡川本町大字川本265-3	696-8510	0855-72-9563
	西部農林振興センター 益田事務所　林業普及第二課	益田市昭和町13-1	698-0007	0856-31-9571
	隠岐支庁農林局 林業振興・普及第二課	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24	685-8601	08512-2-9647
一般社団法人島根県猟友会事務局		松江市母衣町55	690-0886	0852-22-4129

日の出前、日没後の銃猟は、禁止されています。

◎出猟の際は、日の出、日没の時刻をテレビ、
ラジオ、新聞等で確認のうえ、出猟してください。

●島根県主要地の日の出・日没時刻表

月　日	区　分	松　江	浜　田	隠岐の島
11月1日	日の出 日　没	6：29 17：14	6：32 17：18	6：29 17：11
11月15日	日の出 日　没	6：42 17：02	6：45 17：07	6：43 16：59
12月1日	日の出 日　没	6：58 16：55	7：00 17：00	6：58 16：52
12月15日	日の出 日　没	7：09 16：56	7：11 17：02	7：10 16：53
1月1日	日の出 日　没	7：17 17：05	7：19 17：11	7：18 17：02
1月15日	日の出 日　没	7：17 17：17	7：19 17：23	7：17 17：15
2月1日	日の出 日　没	7：08 17：35	7：11 17：40	7：08 17：32
2月15日	日の出 日　没	6：55 17：49	6：58 17：54	6：55 17：47
2月29日	日の出 日　没	6：39 18：02	6：42 18：07	6：38 18：01

●島根県における国有林及び県有林で狩猟する場合

常時伐木、造林作業のための作業員が仕事に従事している場合が多く、十分注意する必要があります。できるだけ責任者の承諾を得てから行動してください。国有林へ入林する場合は「入林届」の提出にご協力ください。

●狩猟者登録証の返納について（鳥獣保護管理法第66条関係）

法律により捕獲場所の報告が義務づけられています。

狩猟者登録証裏面の報告様式「狩猟カレンダー」に、狩猟時期、猟の種類、捕獲場所、目的の鳥獣名、捕獲数等を記入の上、狩猟期間が満了してから30日以内に登録証を返納してください。

(記入例)

狩猟者登録証

01 わな猟狩猟者登録証

第　　号

令和　年　月　日

島根県知事　丸山　達也　㊞

写　真
2.4cm×3.0cm

押出スタンプ

住　所	
ふりがな 氏　名	
生年月日	
備　考	

狩猟カレンダー（報告欄／例：わな猟）

わなの設置期間 開始日 ～ 撤収日	捕獲日	わなの種類	台数	大区画		小区画		目的の獣	捕獲なし	捕獲した鳥獣	成獣 オス	成獣 メス	子 オス	子 メス	不明	備考（体重など）
11/1 ～ 12/2	11/28	[✓ くくりわな] 箱わな 囲いわな その他	5 台	4	9	2	8	イノシシ	なし	[✓ 目的と同じ] 他（　）	1					40kg
11/15 ～ 11/30	11/20	くくりわな [✓ 箱わな] 囲いわな その他	1 台	4	9	2	6	ヌートリア	なし	[✓ 目的と同じ] 他（　）					1	
12/1 ～ 12/25		[✓ くくりわな] 箱わな 囲いわな その他	4 台	4	9	1	6	イノシシ	[✓ なし]	目的と同じ 他（　）						
～		くくりわな 箱わな 囲いわな その他	台						なし	目的と同じ 他（　）						
～		くくりわな 箱わな 囲いわな その他	台						なし	目的と同じ 他（　）						
～		くくりわな 箱わな 囲いわな その他	台						なし	目的と同じ 他（　）						
～		くくりわな 箱わな 囲いわな その他	台						なし	目的と同じ 他（　）						
～		くくりわな 箱わな 囲いわな その他	台						なし	目的と同じ 他（　）						
～		くくりわな 箱わな 囲いわな その他	台						なし	目的と同じ 他（　）						

●ＮＴＴからのお願い

県内には、重要な電話線が各市町村にまたがって架設されております。狩猟期での散弾銃による電話線の被害は、一度被害を受けると通話不能となり、社会全般に迷惑をかけることになります。

狩猟者の皆さんは、電話線が通過している場所では十分注意していただき、事故のないように狩猟をしていただきますようお願いします。

なお、電話線の通過等、詳しくは最寄のＮＴＴへおたずねください。

凡　　例　　Legend		番　号
🟥	鳥獣保護区（◎印は国指定を示す） Wildlife Protection Area	①～㊷
🟩	休猟区 Temporary Game Preserve Area	①
🟦	特定猟具使用禁止区域(銃) Certain Hunting Equipment Prohibited Area(Gun) ※旧銃猟禁止区域のため、一部の標識がこの名称で標記されています。	①～(73)
▭	自然公園法による特別保護地区 Special Protection Area According to Natural Park Law	
▨	特別保護地区（△印は国指定を示す） Special Protection Area	△1～△14
▤	ニホンジカ捕獲禁止区域 Hunting Prohibited Area for Cervus Nippon	⑦
▨	キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域 Hunting Prohibited Area for Green Pheasant and Copper Pheasant	①～⑥
▩	指定猟法禁止区域（鉛製散弾） Designated Way of Hunting Prohibited Area (No Huntig with Lead Shot)	①
▭	国有林 National Forest	
▭	官行造林地 Official Line Afforestation Place	

この図面は、鳥獣保護区等の位置を示したものです。出猟に際してはこの図面を携帯し区域が明確に判別出来ない時は、必ず標識を確認するとともに、地元の狩猟者か、狩猟関係の職員又は地元の住民にたずねて、誤りのないように狩猟して下さい。

●他の法令で鳥獣の捕獲を禁止している区域

（文化財保護法）　天然記念物

⊙出雲市大社町日御碕	経島ウミネコ繁殖地（国指定）
⊙大田市温泉津町	沖蛇島のウミネコ繁殖地（県指定）
⊙隠岐郡西ノ島町	星神島オオミズナギドリ繁殖地（国指定）
⊙隠岐郡隠岐の島町中村	沖島オオミズナギドリ繁殖地（国指定）
⊙隠岐郡知夫村	大波加島オオミズナギドリ繁殖地（県指定）

（都市計画法）
⊙都市計画法第４条第６項に規定する都市計画施設（公園緑地）

（自然公園法）
⊙自然公園法第14条第１項による特別保護地区

公園名称	位置	名称	所在地	面積(ha)
大山隠岐国立公園	隠岐島	白島海岸	隠岐郡隠岐の島町西村地内	48
〃	〃	中村海岸	隠岐郡隠岐の島町湊・元屋地内	14
〃	〃	布施海岸	隠岐郡隠岐の島町布施地内	20
〃	〃	高尾山	隠岐郡隠岐の島町中村地内	18
〃	〃	耳浦海岸	隠岐郡西ノ島町大字宇賀地内	161
〃	〃	国賀地域	隠岐郡西ノ島町大字美田・浦郷地内	174
〃	〃	知夫赤壁	隠岐郡知夫村地内	118
〃	島根半島	加賀の潜戸	松江市島根町加賀地内	27
〃	〃	多古の七つ穴	松江市島根町多古地内	8
〃	三瓶山	室の内	大田市三瓶町三瓶山地内	141
西中国山地国定公園		表匹見峡	益田市匹見町道川・匹見地内	38
〃		裏匹見峡	益田市匹見町匹見地内	39

周辺で狩猟する場合は、該当地の役場等で確かめられ違反が無いように注意して下さい。

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1地勢図を使用したものである。（承認番号　平26中使　第10号）

（不許複製）

島根県

広島市中区千田町１丁目８番３号　☎ 082（245）3082　(株)中央ジオマチックス